

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理審議会委員選挙に伴う選挙人名簿を確定する必要があるため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第85条第4項及び茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例（平成4年寒川町条例第12号）第26条の規定により、次のとおり借地権申告の受理を一時停止する。

平成28年10月11日

寒川町長 木村俊雄

1. 借地権申告受理一時停止期間

平成28年11月 1日から

平成28年12月 5日まで